

研究活動における不正行為の防止について

データのねつ造、改ざん、盗用などの不正な行為は、科学研究の信頼を著しく損ない、科学の発展を阻害し、いかなる場合でも許されるものではありません。こうした不正行為を防止するための自律的な取り組みとして、本機構では、活動に係る行動規範を定め、この規範の遵守を徹底に努めています。

本研究活動に係る行動規範は、以下のとおり区分されています：

- ・研究者の責任
- ・自己の研鑽
- ・研究活動
- ・研究協力者への配慮
- ・他者との関係
- ・利益相反
- ・研究者の行動
- ・説明と公開
- ・研究環境の整備
- ・実験動物への配慮
- ・差別の排除
- ・法令の遵守

特に、

- ・研究不正(ねつ造、改ざん、盗用)を為さず、加担しない
- ・他者の名誉や知的財産権を尊重する
- ・不適切な兼業従事を行わない
- ・不正行為の隠蔽工作をしない

について必ず遵守してください。

研究活動における不正行為を行った場合の処分

不正行為を行った**職員**に対する処分だけでなく、資金配分機関から**研究機関**が処分を受けることがあります。

職員に対する処分

懲戒解雇、諭旨解雇、出勤停止、減給、戒告、訓告、嚴重注意等、就業規則等に従い必要な処分を受けます。また、研究に係る資金について、資金配分機関に返還したときは、求償されることがあります。

資金配分機関の処分

各競争的資金制度により、それぞれ応募資格停止、加算金を含めた資金返還等のペナルティーがあります。

内部通報窓口は、機構の内外に設置しています。

[機構内]本部事務局総務課 課長

Mail : comp@rois.ac.jp Tel : (03)6402-6206

[機構外]清水法律事務所 清水幹裕弁護士

Mail : shimizu-lawoffice@space.ocn.ne.jp

研究活動の不正行為への対応については、以下のルールを定めています。

研究活動不正への対応に関する基本方針

<http://www.rois.ac.jp/pdf/6-11.pdf>

研究活動に係る行動規範

http://www.rois.ac.jp/open/pdf01/kodo_kihan.pdf

研究活動不正への対応に関する規程

<http://www.rois.ac.jp/pdf/6-12.pdf>